

一 般 競 争 入 札 公 告

下記の建設工事について、次のとおり条件付一般競争入札を行うので、さつま町契約規則（平成17年さつま町規則第43号）第2条の規定に基づき公告する。

令和6年3月25日 さつま町長 上野 俊市

記

工事発注部署	さつま町役場 教育総務課
工事番号	第5-34号
発注工事種別	建築一式工事
工事名	中津川小学校大規模改造工事
工事場所	さつま町 中津川 地内
入札方法	かごしま県市町村電子入札システムによる
工事概要	中津川小学校教室棟 (1) 構造 RC造 (2) 階数 2階建 (3) 延床面積 1,520㎡ (4) 工事内容 屋上…塗膜防水改修 外壁…脆弱部改修、防水塗装 内部…全面改修 建具…更新改修 給排水…トイレ洋式化、手洗水栓自動水栓化 空調…特別教室空調設置 詳細は設計図書による
工事期間	本契約日の翌日から令和7年1月31日（金）
予定価格	243,900,000円（税抜）
最低制限価格	有（ただし、公表しない。）
内訳書提出有無	有
入札参加条件資格に関する事項	企業の入札参加の形態は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。 (1) 共同企業体の代表者及び構成員の共通要件 ア. 公告日において令和6・7・8年度さつま町建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の建築一式工事に登録されており、かつ、鹿児島県内に本社（本店）を有する者 イ. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の

規定に該当しない者

ウ. 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の期間中でない者

エ. 公告から入札時までの期間において、さつま町建設工事等有資格業者指名停止に関する要領（平成17年さつま町告示第12号。以下「指名停止に関する要領」という。）に基づく指名停止の措置を受けていない者

オ. さつま町が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成27年さつま町告示第138号）第3条に基づく暴力団排除措置の対象とならない者

カ. 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先から取引停止等の事実がない者

キ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の決定を受けていない者若しくは更生手続開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の決定を受けていない者若しくは再生手続開始の申立てがなされていない者

ク. その他建設業法等の法令及び規則等に違反していない者

(2) 共同企業体の要件

ア. 共同企業体の数、出資比率、結成方法等について

① 共同企業体は、2者で構成すること。また、構成員の出資比率の最小限度は、30%以上とし、出資比率が最大な者を代表者とする。

② 自主的に結成された共同企業体で、共同施工方式であること。

③ 各構成員は、本競争入札に係る2つ以上の共同企業体の構成員となることができない。

④ 令和5・6年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査結果通知で「建築一式工事の格付」を有し、本社（本店）がさつま町内に有る者又は令和5・6年度さつま町建設工事入札参加資格者格付等結果通知書で「建築一式工事の格付」を有している者を1者含むものとする。

イ. 代表者の要件

① 建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が900点以上である者（公告日において審査基準日が直近のもの）

② 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建築

	<p>工事に係る特定建設業の許可を有する者</p> <p>ウ. 構成員の要件</p> <p>① 令和5・6年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査結果通知又は令和5・6年度さつま町建設工事入札参加資格者格付等結果通知書で「建築一式工事の格付」を有している者</p> <p>(4) 配置技術者の要件</p> <p>ア. 共同企業体の代表者については、以下の要件をすべて満たす技術者を、本工事に専任で配置できる者。ただし、建設業法に規定されている営業所における専任技術者は、本工事に配置できない。</p> <p>① 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者</p> <p>② 監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者</p> <p>③ 入札参加申込日において3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者</p> <p>イ. 共同企業体の構成員については、以下の要件をすべて満たす技術者を、本工事に専任で配置できる者。ただし、建設業法に規定されている営業所における専任技術者は、本工事に配置できない。</p> <p>① 一級又は二級建築士、一級又は二級建築施工管理技士の資格を有する者</p> <p>② 入札参加申込日において3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者</p>
<p>入札参加申込</p>	<p>(1) 申込方法</p> <p>かごしま県市町村電子入札システムで申し込むとともに、以下に記載してある「入札参加申込に必要な書類」一式を申込期限までにさつま町役場財政課管財契約係に直接持参すること。</p> <p>なお、共同企業体の代表者が単体企業用として電子入札システムに利用登録したICカードを使用すること。</p> <p>(2) 申込期限 令和6年4月10日(水) 午後5時まで</p> <p>(3) 電子入札参加申込時に必要な書類</p> <p>「条件付一般競争入札参加申込書(様式第1号)」を添付すること。(様式第1号の原本は、その他必要書類と合わせて持参すること。)</p>
<p>入札参加申込に必要な書類</p>	<p>※ 以下の書類を令和6年4月10日(水)午後5時までに、さつま町役場財政課管財契約係に直接持参すること(郵送によるものは受理しない。)</p> <p>(1) 条件付一般競争入札参加申込書(様式第1号)</p> <p>(2) 特定建設工事共同企業体協定書(様式第2号)</p> <p>(3) 建設業許可書の写し</p>

	<p>共同企業体の代表者（特定建設業の許可書）</p> <p>※構成員の写し</p> <p>(4) 経営事項審査結果通知書の写し (公告日において審査基準日が直近のもの)</p> <p>※すべての構成員の写し</p> <p>(5) 配置予定技術者の届出書（様式第3号）</p> <p>(6) 配置予定技術者の保有資格を証明する書類の写し (共同企業体の代表者の技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術講習修了証並びに資格者証、構成員の技術者は、資格者証)</p> <p>(7) 配置予定技術者の雇用関係を証明する書類の写し (入札参加申込日において、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる健康保険証等)</p> <p>(8) 誓約書（様式第4号）</p> <p>(9) 委任状（様式第5号）</p> <p>(10) 使用印鑑届（様式第6号）</p>
入札参加資格 審査結果通知	<p>(1) 令和6年4月15日（月）までに、かごしま県市町村電子入札システムで通知します。</p> <p>(2) 入札参加資格が無いと認められた者に対する説明 入札参加資格が無いと認められた者は、通知を受領した日から5日以内に町長に対して、通知書に付された理由について書面（様式は自由）により説明を求めることができる。</p>
入札の中止	入札参加者が2者に満たない場合は、入札を中止します。
設計図書等の閲覧	<p>(1) 閲覧期間 本公告の日から令和6年5月7日（火） 午後5時まで</p> <p>(2) 閲覧場所 さつま町ホームページ内</p>
現場説明	実施しない。
質問の受付	<p>(1) 受付期間 本公告日の翌日から令和6年4月11日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 さつま町役場 財政課管財契約係</p> <p>(3) 受付方法 質問は、設計図書等に対する質問書（様式第7号）により、メールでのみ受け付ける。なお、送信後、送信したことを必ず電話連絡（0996-26-1847 直通）すること。</p> <p>(4) メールアドレス za-kanzai@satsuma-net.jp</p>

質 問 の 回 答	<p>(1) 回答方法 設計図書等に対する回答書（様式第8号）により、入札参加資格者へメールで一斉回答する。</p> <p>(2) 回答期限 令和6年4月16日（火） 午後5時までとする。</p>
入札書受付期間	<p>令和6年4月17日（水） 午前8時30分から 令和6年5月7日（火） 午後5時まで</p>
開札の日時及び場所	<p>(1) 入（開）札日時 令和6年5月8日（水） 午前10時15分から (2) 入（開）札場所 さつま町役場本庁2階 入札室 (3) その他 ア. 町長は、必要があると認められる場合は、入札の延期又は中止を行うことができる。この場合において、町長は、入札の延期又は中止に伴う損害賠償の責めを一切負わない。</p>
入 札 保 証 金	<p>さつま町契約規則第6条第2号により免除</p>
入札書記載金額	<p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>
無 効 入 札	<p>次の各号に該当する入札は無効とする。</p> <p>(1) 入札に参加する資格のない者がした入札。 (2) 談合その他不正な行為があったと認められるもの。 (3) 工事内訳書の提出が求められた場合において、工事内訳書が添付されていないもの。 (4) 入札書と工事内訳書の工事名が相違するもの。 (5) 紙入札参加承認後、かごしま県市町村電子入札システムによる入札書を提出した場合。 (6) その他町長があらかじめ指示した事項に違反したもの。</p>
前 金 払	<p>前払金保証会社の保証がなされた契約金額500万円以上の建設工事請負契約で、町長が財政上支障が無く適当と認めた場合は、前金払を契約金額の4割以内において、前金払いができる。</p>
部 分 払	<p>町長が財政上支障が無く適当と認めた場合は、中間前金払いか部分払いを選択できる。中間前金は10分の2、部分払いは、既済部分（出来高）の10分の8以内で部分払いを行うことができる。</p>

落札者の決定	<p>予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格未満で申込みをした者は失格とする。</p>
契約保証金	<p>契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。</p> <p>なお、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。</p> <p>(1) 契約の相手方が保険会社との間にさつま町を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。</p> <p>(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。</p>
仮契約書の提出	<p>(1) 落札者は、落札決定通知を受けた日から7日以内に仮契約書の案、消費税及び地方消費税に係る免税事業者である場合は、その旨の届出書を提出しなければならない。</p> <p>なお、期間が経過した場合は、落札者が契約の締結をしない旨を申し出たものとみなすこととなる。</p> <p>(2) 本工事の請負契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年さつま町条例第47号）の規定により議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議会の議決を得たときに本契約としての効力が生じるものとする。</p> <p>なお、町は、当該議案がさつま町議会で可決されなかった場合は、仮契約の相手方からの一切の損害賠償の責めを負わない。</p>
その他	<p>(1) 提出書類等に虚偽の記載をしたときは、指名停止等の措置要領の規定に基づき指名停止の措置を行うものとする。</p> <p>(2) 落札後、本契約の締結までの間に、この入札公告に掲げる入札参加条件を満たさなくなったとき、又は指名停止の措置を受けたときは、落札者決定の取消し並びに仮契約の解除を行うものとする。</p>
問い合わせ先	<p>〒895-1803 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2</p> <p>■入札参加申込関係</p> <p>さつま町役場 財政課管財契約係</p> <p>電話：0996-26-1847（直通）</p> <p>FAX：0996-52-3514</p> <p>メール：za-kanzai@satsuma-net.jp</p>

■設計図書等工事関係

さつま町教育委員会 教育総務課総務係

電 話：0996-26-1837 (直通)

FAX：0996-52-3514